

山形県青少年健全育成条例の一部改正の概要

1 内容及び理由

(1) 山形県子育て基本条例の一部改正に伴う改正

第6条の7（基本計画の策定）を削除する。

【理由】

これまで、山形県青少年健全育成条例（以下「健全育成条例」という。）においては青少年の健全な育成に関する基本計画を、山形県子育て基本条例（以下「子育て基本条例」という。）においては子育て支援及び少子化対策に関する施策を推進するための計画を策定することとしていた。

こども基本法の施行、県こども計画の策定等に伴い、こどもの健やかな成長を支援するための取組を推進するため、子育て基本条例を山形県こども・子育て基本条例と改め、こどもの意見の尊重等の規定を新設するとともに、条例に基づいて策定する計画をこども・子育て支援及び少子化対策に関する施策を推進するための計画とし、青少年の健全な育成に関する内容を含むものとなったことから、所要の整理を行うもの。

(2) 刑法の一部改正に伴う改正

第27条中、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

【理由】

刑法の一部改正により、「懲役」及び「罰金」が廃止され、「拘禁刑」が創設されたことに伴い、規定の整備を行うもの。

2 施行日

(1) 山形県子育て基本条例の一部改正に伴う改正

令和7年3月21日

(2) 刑法の一部改正に伴う改正

令和7年6月1日